

青森県報

第十九百九十五号 平成十四年三月十三日(水曜日)

日 次

○右 同 …… (同) ……

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定 …… (高齢福祉課) ……

○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定 …… (同) ……

○土地収用法による事業の認定 …… (監理課) ……

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正 …… (経理課) ……

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 …… (美術館・整備・芸術構想室) ……

公 告

○争議行為の通知の公表 ……

○地籍調査の成果の認証 ……

○県営土地改良事業計画変更の決定 ……

教育委員会

(県立学校課) …… 四

(農村整備課) …… 三

(開発課) …… 三

(推進室) …… 二

○青森県立学校学則の一部を改正する規則 …… (同) ……

○青森県立学校管理規則及び青森県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則 …… (同) ……

○県文化財の指定 …… (同) ……

○獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催 …… (生活保安課) …… 五

告 示

青森県告示第八十七号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次とおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木 村 守 男

社会福祉法人 弘友会	会社名 松下ライフ ニクス株式会社	指定居宅サービス事業者 所在地又は住所	氏名称又は 名
の瀬弘前市大字向外 一〇二〇外	○区末広町二の四北 大阪府大阪市北区	主たる事務所の所在地又は住所	松下ライフニクス株式会社
特定施設 活用 介護生設	貸与 福祉用具	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所
ンケアハウスサ ーフラワー	森	名 称	行う 事業所
社会福祉法人 弘友会	会社名 松下L.E.C.青 ニケアハウスサ ーフラワー	名 称	行う 事業所
の瀬弘前市大字向外 一〇二〇外	の屋町三丁目七 青森市第二問	所 在 地	居宅サービス事業所
"	平成 二・三・六	年 月 日	指 定

株式会社 「イコーポレーション」	青森市大字滝沢 一字下川原一四の	痴呆共同対応	グループホーム 道ミニント岡造
			二丁目二の一

青森県告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行ふ者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

名 称	所主たる事務所地	指定居宅介護支援事業者	
		名 称	居宅介護支援事業を行ふ事業所
弘友会	瀬字豊田三二〇の一	弘前市大字向外	居宅介護支援事業者
会員医療法人敬生	西津軽郡鷲ヶ沢町大字富田二二〇の字	業セントラル・フラワー	弘前市大字向外
	戸戸ノ字	在宅介護支援センターしらかみのさと	瀬字豊田三二〇の一
			西津軽郡深浦町五大字
			小島崎町
			平成四・二・六
			年指定期日定

青森県告示第八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

三 天間林村保健センター建設事業
起業地
青森県上北郡天間林村大字天間館字森ノ上地内

1 収用の部分
2 使用の部分
青森県上北郡天間林村大字天間館字森ノ上地内

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
天間林村役場

青森県告示第九十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年三月十八日から施行する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

「青森県信用組合南部支店」――三戸郡南部町大字大向――を削り、
 「青森県信用組合三戸支店」――三戸郡三戸町大字二日町――を
 「青森県信用組合三戸支店」――三戸郡三戸町大字二日町――に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一條の規定により次のとおり公示する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

一 争議行為の目的

一 物品等の名称及び数量

美術資料（「青森山之神図」を含む四点）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年二月十二日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東急百貨店

東京都渋谷区道玄坂二丁目一四の一

六 契約金額

五千六百七十万円

七 隨意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

一 争議行為の目的

一 賃金の大幅引き上げと雇用の確保及び企業内最低賃金額の引き上げと協定締結等

二 争議行為をなす日時

平成十四年三月十四日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

地籍調査の成果の認証

浪岡町、八戸市及び五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年三月十三日

青森県知事 木村守男

市町村名	大字名	小字名
浪岡町	浪岡	浅瀬若松井 稻盛村
八戸市	白銀町	堀ノ外
五所川原市	神山	篠沢の一部

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第一項の規定により、

相坂平地区の県営土地改良事業（土地改良総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十三日

青森県知事
木村守男

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

立成一四年三月一四日より同年四月一日まで

教育委員會

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次の

第一条の二の表に次のように加える。

青森県立大湊高等学校

むつ市立大湊中学校

第四条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加え、同項第三号を削り、

同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二項中「第一項第六号及び第七号」を「第一項第五号及び第六号」に、「同項第

「第一項第九号」を「第一項第八号」に改め、同条第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十号」に改め、「第一項第九号」に改め、同条第六項中「第一項第九号又は第十一号」を「第一項第八号又は第十号」に、「第一項第六号及び第七号」を「第一項第五号及び第六号」に改める。

第十八条の表青森県立弘前高等学校の項及び青森県立野辺地高等学校の項を削る。

別表第一 青森県立五所川原高等学校の項中

普通科

1

普通科

に改め、同

表青森県立弘前高等学校の項中

通信制の課程	全日制の課程
普通科	普通科
三年以上	三年

を

普通科
看護科生

を
全日制の課程
普通科
三年
に改め、同表青森県立田名部高等学校の項中

三年 を			
全日制の課程			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">処情 理科</td> <td style="width: 33%;">会計科</td> <td style="width: 33%;">商業科</td> </tr> </table>	処情 理科	会計科	商業科
処情 理科	会計科	商業科	
三年			

別表第三青森県立倉石養護学校の項を削る。

2 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
青森県立五所川原高等学校の衛生看護科、青森県立三沢高等学校の衛生看護科、
青森県立田名部高等学校の衛生看護科及び青森県立大湊高等学校の普通科は、改正
後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、平成十四年三月三十日に当
該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
青森県立学校管理規則及び青森県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

公安局委員會

県有形文化財	種別
順礼札(隅ノ観音堂)	名称
一枚	員数
沢一〇六	所 在 地
三戸郡南部町大字小向字鱗	管理者
堀内重男	

青森県教育委員会

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第二十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県有形民俗文化財に指定する。

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

第六条第一項の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める

第一條 青森県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年五月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、同条第四項中「又は寮母」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は寄宿舎指導員」を削る。

(青森県立学校管理規則の一部改正)
第一条 青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

青森県立学校管理規則及び青森県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会告示第十一号

り、獣銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けようとする者に対する獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を、次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十二号）第五条の七第二項の規定により公表する。

平成十四年三月十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

一 講習会の日時及び場所

年 月 日	受付時間	講習時間	講習場所	
			開催日	時
平成十四年四月二十五日	午前八時三十分から午前八時五十五分まで	午前九時から午後三時まで	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	一
平成十四年五月二十四日	"	"	八戸市城下一丁目一六の一 八戸警察署	五
平成十四年六月二十一日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署	一
平成十五年七月十八日	"	"	五所川原市字栄町六の一 十和田市西六番町一の四一 五所川原警察署	五
平成十五年八月二十九日	"	"	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	一
平成十五年九月二十日	"	"	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	一

三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、獣銃等講習受講申込書一通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ版のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

3 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考查し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、獣銃若しくは空氣銃の許可の更新を受けようとする者に対する獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を、次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十二号）第五条の七第二項の規定により公表する。

平成十四年三月十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

一 講習会の日時及び場所

年 月 日	受付時間	講習時間	講習場所	
			開催日	時
平成十四年四月十八日	午後零時三十分から午後零時五十五分まで	午後一時から午後四時まで	八戸市城下一丁目一六の一 八戸警察署	五
平成十四年五月一日	午前八時三十分から午前八時五十五分まで	午前九時から午後零時まで	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	一

- 1 講習科目
獣銃及び空氣銃の所持に関する法令
2 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い
3 獣銃用火薬類に関する法令

八月八日	八月一日	七月二十五日	七月十一日	七月四日	六月二十八日	六月十三日	六月六日	五月三十一日	五月十五日	五月九日
午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	"	"	"	"	"	"	"	"	午後零時三十分 から午後零時五 後四時まで
午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで	"	"	"	"	"	"	"	"	午後一時から午 十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	三戸郡五戸町字下モ沢向一 三の六 五戸警察署	青森市新町二丁目三の一 五所川原警察署	五所川原市字栄町六の一 道添七 大鷲警察署	南津軽郡大鷲町大字藏館字 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署	三戸郡三戸町大字同心町字 金堀五九の二 三戸警察署	三沢市平畠一丁目一の三八 三沢警察署	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	むつ市中央一丁目三の三三 むつ警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署

十一月七日	十月二十日	十月二十四日	十月十七日	十月十日	十月三日	九月二十七日	九月十九日	九月十二日	九月六日	八月二十二日
"	"	"	"	"	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	"	"	"	"
"	"	"	"	"	午後一時から午 後四時まで	午前九時から午 後零時まで	"	"	"	"
"	三戸郡五戸町字下モ沢向一 三の六 五戸警察署	北津軽郡板柳町大字灰沼字 玉川一五の五〇 板柳警察署	三沢市平畠一丁目一の三八 三沢警察署	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 四九 七戸警察署	上北郡七戸町字大沢五七の 間五四の一 大間警察署	下北郡大間町大字大間字大 芦野二二六の八九 金木警察署	北津軽郡金木町大字金木字 八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	西津軽郡木造町字千代町一 八 木造警察署	西津軽郡木造町字千代町一 八 木造警察署

三月十三日	三月七日	二月二十八日	一月二十三日	平成十五年 一月十七日	午前八時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後零時三十分 から午後零時五 後四時まで	午前九時から午 後零時まで	十二月十九日	十二月十三日	十一月五日	十一月二十八日	十一月二十一日	十一月十四日
"	"	"	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二	弘前警察署	弘前市大字八幡町三丁目三 の一	弘前市大字八幡町三丁目三 の二	弘前警察署	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署	八戸市城下二丁目一六の二 むつ警察署	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署	黒石市北美町二丁目四七の 黒石警察署
"	"	"	"	"	南津軽郡浪岡町大字浪岡字 淋城八〇の七一	東津軽郡蟹田町大字中師字 苗代沢三	青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部	"	"	"	"	"	"
五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署	上北郡野辺地町字新町裏一 の一 野辺地警察署	蟹田警察署	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署									

二 講習科目

1 猿銃及び空氣銃の所持に関する法令

2 猿銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

3 猿銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猿銃又は空氣銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猿銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ版のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚を添えて提出すること。

- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
 3 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県長島二丁目一番二号	発行所・発行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人